

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を
令和3年4月15日（木）まで延長します

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○ 申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈 与 税	令和3年3月15日(月)	

○ 振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

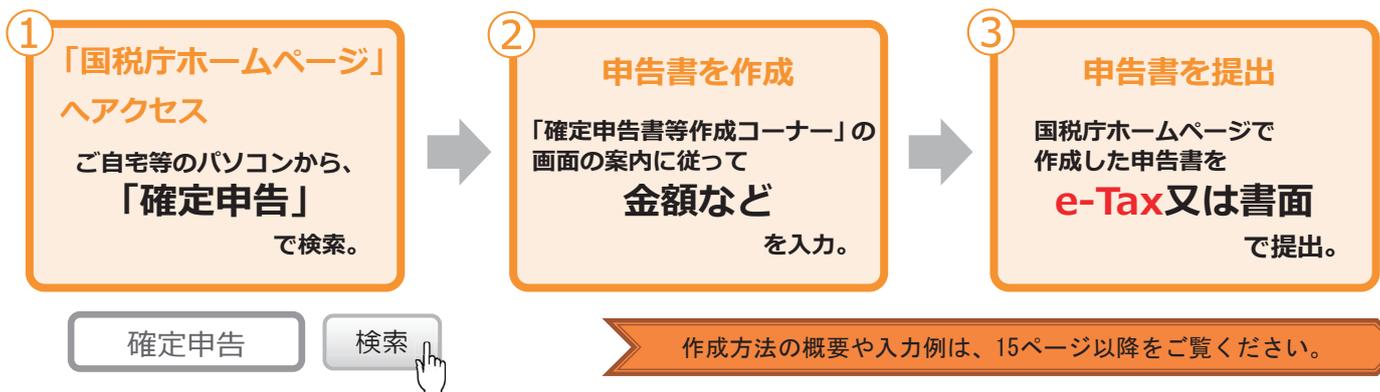
（参考）[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

令和2年分 贈与税の申告のしかた

- この冊子は、一般的な事項を説明しています。**目次**は、次ページをご覧ください。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 令和2年分の贈与税の申告書の受付は、**令和3年2月1日(月)から同年3月15日(月)まで**です。
- 令和2年分の贈与税の納期限は、**令和3年3月15日(月)**です。

申告書は、「国税庁ホームページ」で作成できます！



贈与税の申告書には、「マイナンバー」の記載が必要です！

贈与税の申告書には、

マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）のマイナンバーの記載が必要です。

本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。

が必要です。

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード

例2 通知カード^(注1) + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証^(注2) など

(注) 1 「通知カード」は、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は正しく変更手続きが取られている場合に限り、確認書類として利用できます。

2 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない程度にマスキング（塗りつぶし）をお願いします。

詳しくは、6ページをご覧ください。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」

【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>】をご覧ください。

マイナンバーカードの取得方法

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどにより申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

検索

スマホによる申請方法はこちら！



目 次

I はじめに

1 贈与税の概要	
(1) 暦年課税	2
(2) 相続時精算課税	4
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	6
3 贈与税の申告書の種類	6
4 マイナンバー（個人番号）の記載等について	6
5 贈与税の納付	7
6 贈与税の申告に誤りがある場合	9
7 参考	
(1) 贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要	10
(2) 贈与税の課税財産	11
(3) 信託に関する権利等の贈与	12
(4) 贈与財産の評価	12

II 申告書の作成例等

1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成	15
2 贈与税の申告書の書きかた	18
3 申告書の作成例	
【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合	24
【事例2】 暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合	30
【事例3】 贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	32
《贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート・添付書類》	33
【事例4】 相続時精算課税を適用する場合	34
《相続時精算課税を選択する場合のチェックシート・添付書類》	41
【事例5】 住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	42
【事例6】 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税 選択の特例を適用する場合	48
○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分	52
《A 住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	53
《B 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート・添付書類》	57
《C 住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）のチェックシート・添付書類》	61

次に掲げる事例に関する申告書の作成例や提出書類チェックシートなどは、国税庁ホームページに掲載しています。

- 農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

III 主な特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例	65
2 住宅取得等資金の非課税	66
3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	69
4 震災に係る住宅取得等資金の非課税	71
5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）	73
6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）	74
7 農地等についての納税猶予及び免除の特例	75
8 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等	77
9 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等	83
10 災害により被害を受けた場合	86
【参考】 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細	87
相続時精算課税選択届出書（様式）	89
本人確認書類（写）添付台紙（様式）	91
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領	93

贈与税の申告書は、 国税庁ホームページで作成！



STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



◎ 税務署に行く手間がかかりません！

◎ 確定申告期間中は 24 時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Taxホームページでご確認ください。

STEP

2 申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出は e-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Tax で送信して提出



マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

① マイナンバーカード



取得方法は表面
を見てね！



② ICカードリーダーライター
又は
マイナンバーカード対応のスマートフォン



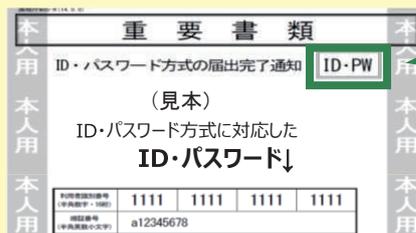
又は



一部の端末のみ

(注) 詳しくは、e-taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式) (注)



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



●添付書類のイメージデータによる提出について

贈与税の申告書作成コーナーから、e-Tax で贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類（例：戸籍の謄本など）について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。